

公共下水道行為許可申請書に関する手引き

担当課係名：館山市建設環境部都市計画課
下水道室 下水道施設整備係
電話：0470(22)3674

I 許可申請書（第12号様式）

下水道法第24条第1項の許可を受ける場合は、次の図面を添付して提出してください。

- (1) 施設又は工作物その他の物件（排水設備を除く。）を設ける場所を表示した平面図
- (2) 施設又は工作物その他の物件（排水設備を除く。）の配置及び構造を表示した図面

II 申請窓口

館山市湊465番地の1（鏡ヶ浦クリーンセンター）

管理棟2階 下水道室 下水道施設整備係

（下水道法第24条第1項）

次に掲げる行為（政令で定める軽微な行為を除く。）をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更（条例で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

- (1) 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること（第10条第1項の規定により排水設備を当該部分に固着して設ける場合を除く。）。
- (2) 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。
- (3) 公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に固着して排水施設を設けること（第10条第1項の規定により排水設備を設ける場合を除く。）。